

# 令和8年度群馬県産農畜産物プロモーション業務委託仕様書

## 1 業務の目的

群馬県（以下「県」という。）では、G-アナライズ&PRチーム※において、県産農畜産物のおいしさや健康に關与する成分を科学的に分析し、その魅力を発信している。

本業務では、これまで分析・PRを行ってきた品目を中心に、県産農畜産物の認知度とブランド価値を一層高めることを目的に、メディアを活用したプロモーション及び飲食店・宿泊施設と連携した県民運動等を実施する。

※ G-アナライズ&PRチームとは、県産農畜産物のおいしさや健康に關わる成分を分析し、その成果を消費者に伝え、消費者の反応を生産現場や技術指導に反映させる取組を担うプロジェクトチーム。

URL : [https://aic.pref.gunma.jp/know/prefectural-action/analyze\\_pr](https://aic.pref.gunma.jp/know/prefectural-action/analyze_pr)

## 2 業務の名称

令和8年度群馬県産農畜産物プロモーション業務

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

## 4 業務の内容

【業務1】メディアミックスによる県産農畜産物の魅力発信

### (1) 趣旨

Instagram・YouTube・雑誌・ラジオ等を活用し、県産農畜産物を使ったレシピ等を紹介することで、群馬県及び首都圏の消費者に対して、おいしさや健康面等の魅力を訴求する。

## (2) 使用品目

No.	発信媒体	品目名	備考
1	Instagram	いちご「やよいひめ」	G-アナライズ&PRチーム 分析・PR品目
2		豚肉	
3		とうもろこし	
4		上州地鶏	
5		りんご	
6		うめ（加工品を含む）	
7		ギンヒカリ	
8		ブルーベリー	
9		なす	
10		やまといも	
11		上記以外の群馬県をイメージするもの (例：牛肉、ほうれんそう、えだまめ等)	—
12	YouTube 雑誌	キャベツ	群馬県で生産量の多い品目
13		こんにゃく	
14		しいたけ	
15		まいたけ	

※ 使用品目は受託者が調達するものとし、調達方法については県と協議のうえ決定すること。

## (3) 実施内容

### ア Instagram へのレシピ投稿

料理系インフルエンサーがレシピを考案し、インフルエンサー等が管理運営する Instagram へ投稿を行うこと。

投稿回数は5回以上とし、効果的な回数の提案も可とする。

#### (ア) 料理系インフルエンサー

- ・実現可能性のある料理系インフルエンサー1名以上を提案のうえ、起用すること。

なお、料理系インフルエンサー本人の内諾を得たうえで提案すること。

#### (イ) 使用品目

- ・上記(2)で示した品目(No.1~No.11)を使用すること。

#### (ウ) 投稿内容及び企画コンセプト等

- ・インフルエンサーによる品目紹介及びその品目を使ったレシピの掲載とする。
- ・食材を紹介するにあたり、出荷量等の統計データや県・JA等が発信している情報を活用すること。
- ・ぐんまちゃんの画像や資材を用いる等、県との連携を強調すること。
- ・県が管理している Instagram と共同投稿を実施すること。

## イ YouTube 動画の制作及び公開

動画 1 本以上を撮影・編集の上、YouTube に公開すること。

### (ア) 出演者

- ・実現可能性のある料理研究家又は料理系インフルエンサー等 1 名を提案のうえ、起用すること。

なお、出演者本人の内諾を得たうえで提案すること。

### (イ) 使用品目

- ・上記（2）で示した品目（No. 12～No.15）を使用すること。

### (ウ) 動画内容及び企画コンセプト等

- ・出演者による品目の紹介及びその品目を使った調理とする。
- ・県のイメージがある 4 品目について、健康に関する研究報告等の科学的根拠に基づく情報を用いて魅力を訴え、視聴者が「買いたい、食べたい」と思わせる企画とすること。ただし、健康増進法等の各種法令を遵守し、医薬品的効能表現は行わないこと。

なお、健康に関する詳細な情報については、現時点では確定していないため、公募段階での開示は行わず、確定後、受託者にのみ共有するものとする。ただし、想定される方向性を踏まえた表現・構成案の提案は可とする。

- ・料理又は健康に関するトレンド（せいろ蒸し、腸活等）を取り入れること。
- ・ぐんまちゃんの画像や資材を用いる等、県との連携であることを強調すること。

### (エ) 出演者等による周知

- ・動画公開について、出演者等が管理する WEB サイトや SNS で周知すること。  
なお、周知にあたっては、県との連携であることを強調すること。
- ・Instagram で周知を行う場合、県が管理している Instagram と共同投稿を実施すること。

## ウ 雑誌記事の制作及び掲載

料理・生活をテーマとした全国展開している雑誌における記事を制作し、1回以上掲載すること。

### (ア) 誌面登場者

- ・実現可能性のある料理研究家又は料理系インフルエンサー等1名を提案のうえ、起用すること。

なお、出演者本人の内諾を得たうえで提案すること。

### (イ) 使用品目

- ・上記(2)で示した品目(No. 12~No.15)を使用すること。

### (ウ) 記事内容及び企画コンセプト等

- ・誌面登場者による品目の紹介及びその品目を使ったレシピの掲載とする。
- ・県のイメージがある4品目について、健康に関する研究報告等の科学的根拠に基づく情報を用いて魅力を訴え、視聴者が「買いたい、食べたい」と思わせる企画とすること。ただし、健康増進法等の各種法令を遵守し、医薬品的効能表現は行わないこと。

なお、健康に関する詳細な情報については、現時点では確定していないため、公募段階での開示は行わず、確定後、受託者にのみ共有するものとする。ただし、想定される方向性を踏まえた表現・構成案の提案は可とする。

- ・料理又は健康に関するトレンド(せいろ蒸し、腸活等)を取り入れること。
- ・ぐんまちゃんの画像や資材を用いる等、県との連携であることを強調すること。

### (エ) 誌面登場者等による周知

- ・記事掲載について、登場者等が管理するWEBサイトやSNSで周知すること。  
なお、周知にあたっては、県との連携であることを強調すること。
- ・Instagramで周知を行う場合、県が管理しているInstagramと共同投稿を実施すること。

## エ 上記ア~ウの結果報告

- ・数値指標(例:広告換算料、視聴回数、インプレッション数、エンゲージメント数等)の目標値を、予め設定した上で計測すること。
- ・情報発信を実施した反響を調査すること。

## オ 県によるレシピ等の公開

・料理研究家又は料理系インフルエンサー等が作成した料理の画像及びレシピは、県と協議のうえ、県が管理する WEB サイトや Instagram 等で公開できるように調整すること。ただし、公開作業については、県が実施する。

## カ その他、提案事項

### 【業務 2】群馬県農業統一ロゴマーク等 P R 動画の制作及び拡散

#### (1) 趣旨

令和 7 年 12 月から運用を開始した 2 つの制度について、群馬県及び首都圏在住者に対して、その概要を説明する P R 動画を制作し、有料広告等による拡散を実施する。

#### (2) 制度について

##### ① 群馬県農業統一ロゴマーク「GUNMA JAPAN」

消費者に群馬県産を分かりやすく伝えるために、県産農畜産物及び加工品等に付与することで、県産農畜産物の認知度向上やイメージアップ及び消費者による選択購入の促進を図る。

参考 URL : [https://aic.pref.gunma.jp/know/gunma\\_japan](https://aic.pref.gunma.jp/know/gunma_japan)

##### ② 群馬県産農畜産物等「GUNMA EXCELLENCE 認証」制度

県産農畜産物及びそれらを利用した加工品の中で、特に優れた商品を認証することで、県産農畜産物の認知度向上や販路拡大を進め、経営の安定と生産者の意欲向上を図り、地域経済の活性化につなげる。

参考 URL : [https://aic.pref.gunma.jp/know/gunma\\_excellence](https://aic.pref.gunma.jp/know/gunma_excellence)

#### (3) 実施内容

##### ア 動画の制作

それぞれの制度について、縦長形式のショート動画及び横長形式の動画(計 4 本)を制作すること。ただし、提案内容によっては追加で動画を制作できるものとする。

##### (ア) 動画内容及び構成

・制度の概要を視覚的に説明する内容とすること。

- ・対象とする視聴者は、食材の産地や品質に関心が高く、地産地消や地域ブランド農畜産物を意識して購入する、群馬県及び首都圏在住の消費者とする。
- ・動画の利用場所等は、量販店等の売場、県が管理する YouTube・Instagram 及び WEB サイト、並びに県が主催又は参加するイベントを想定している。
- ・場所及び時期を問わず県が動画を利用できるよう、内容を考慮するとともに、著作権その他の権利について必要な権利処理を行うこと。

#### (イ) 撮影編集等

- ・必要な素材を撮影又は収集し、編集を行うこと。

なお、素材の一部は県から提供する。

- ・動画内には特定の人物及び企業、商品ブランド等を登場させないものとする。

#### (ウ) 動画仕様（解像度及びアスペクト比）

- ・縦長形式のショート動画については、フルHD（1080×1920）、9：16（縦型）とする。
- ・横長形式の動画については、フルHD（1920×1080）、16：9（横型）とする。

#### (エ) 納品

- ・MP4ファイル形式で、県に納品すること。

### イ 制作動画の拡散

- ・制作動画を2か月間以上、拡散すること。実施期間、媒体、ターゲティング等については提案によるものとするが、委託料の範囲内で実施すること。

### ウ 上記イの結果報告

- ・制作動画を拡散した結果について計測すること。

### エ その他、提案事項

## 【業務3】群馬県こんにゃく消費県民運動の実施

### (1) 概要

県内のこんにゃく消費拡大を図るため、県内飲食店・宿泊施設等に県産こんにゃくを使用したメニューを提供いただく「こんにゃくグルメ大作戦!!」を、令和7年度に引き続き実施する。

## 【参考】令和7年度の実施状況

### ア 名称

「こんにゃくグルメ大作戦!! -群馬県こんにゃく消費県民運動-」

### イ 参加店舗数（令和8年4月1日現在）

97 店舗

## (2) 実施内容

### ア「こんにゃくグルメ大作戦!!」特設サイトの管理運営

・令和7年度に開設した特設サイト（※）について、継続して使用できるよう、管理運営者と調整のうえ、管理運営（サーバー更新を含む。）を行うこと。

なお、管理運営者との調整は、受託者のみが行うものとする。

・当該特設サイトに掲載する情報について、必要に応じて適切に更新を行うこと。

### ※特設サイト

#### ①「こんにゃくグルメ大作戦!!」特設サイト

<https://konnyaku.gunma.jp/>

#### ② ぐんまアグリネット「こんにゃくグルメ大作戦!!」特設ページ

<https://aic.pref.gunma.jp/know/prefectural-action/gunma-konjac-consumption>

## イ 参加店の募集等

### (ア) 募集に向けた準備

・「こんにゃくグルメ大作戦!!」参加店募集要項を更新すること。

・募集に係るチラシを作成すること。

なお、当該チラシは参加申込書を兼ねるものとする。

・参加店応募用電子フォームを必要に応じて作成又は更新すること。

### (イ) 募集の周知

・飲食店が密集しているエリアを中心に飲食店を直接訪問し、参加を呼び掛けること。訪問件数は概ね300店舗を目安とする。

なお、新規参画店舗数については目標数を設定し、企画書にて提示すること。

・県内メディア（テレビ、ラジオ、新聞、地域情報誌、グルメ情報サイト）等を中心に活用し、参加店募集について周知すること。

### (ウ) 応募申請等への対応

- ・こんにゃくグルメ大作戦!!運営事務局を設置すること。
- ・参加店応募用電子フォーム、FAX、郵送等により提出された応募申請を受理すること。
- ・申請内容を確認し、当該店舗にメール等で承諾した旨を連絡する等の対応を行うこと。
- ・各参加店の情報（店舗名及び代表者等の基本情報、こんにゃくを使用したメニューの名称及び画像等）を収集すること。
- ・収集した参加店の情報を整理し、リストを作成すること。
- ・各参加店の情報は、「こんにゃくグルメ大作戦!!」特設サイトに掲載すること。
- ・問い合わせに対応するとともに、その内容を整理した FAQ を作成又は更新し、適宜県へ報告すること。

#### (工) 店舗掲示用資材の配布

- ・県が提供する資材（B 3 ポスター及び卓上三角 POP 各 2 部）を、新規参加店に発送すること。発送件数は概ね 150 店舗を目安とする。

なお、参加店が辞退する際は資材の返却を促し、回収に努めること。

#### (オ) レシピ開発に係るこんにゃくサンプルの提供

- ・希望する参加店に、新メニューのレシピ開発用サンプルとして各店舗 1 回限り提供すること。ただし、提供数は 100 店舗程度を目安とする。

なお、サンプルは県内企業から購入すること。サンプルの費用は 1 店舗あたり 2,000 円（送料込）程度を想定し、当該費用（発送を含む）は委託料に含むものとする。

### ウ 県民運動及び参加店の P R 等

#### (ア) 消費者参加型キャンペーンの企画及び実施

- ・県内消費者の参加店への来店及びこんにゃく消費の促進を図るキャンペーン企画を提案のうえ、実施すること。ただし、実施時期は夏季及び冬季とする。

なお、キャンペーンに係る賞品は県が提供するが、発送に係る費用は委託料に含むものとする。

- ・キャンペーン周知用チラシ及び資材を作成し、各参加店等に提供すること。
- ・SNS 広告（Instagram 広告等）を実施すること。

なお、実施期間、媒体、ターゲティング等については提案によるものとするが、

委託料の範囲内で実施するものとする。

(イ) 県内メディア及びインフルエンサーからの情報発信

・県内メディア（テレビ、ラジオ、新聞、地域情報誌、グルメ情報サイト）や県内で活動するインフルエンサーとの連携等を中心に、こんにやく消費の機運醸成に向けた情報発信を行うこと。また、こんにやくに関する県内の取組や産地の様子等の情報についても発信すること。

エ 県民運動の成果報告

- ・各参加店にアンケートを行い、こんにやく使用量や当該県民運動への参加による反響等を調査すること。
- ・数値指標（例：参加店舗数、参加店からの評価等）をまとめること。

オ その他、提案事項

5 業務報告書及び成果品の提出

(1) 業務報告書

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務報告書を電子データで県に提出すること。

ア 業務完了年月日

イ 各業務における実施内容及び結果

ウ 実施費用内訳

エ その他、本業務に関連するもので、県が指示する内容

(2) 成果品

成果品は、県と協議のうえ、電子データ等で県に提供し、県が使用又は公開できるようにすること。

6 留意事項

(1) 業務実施に係る協議等

各種関連法令等を遵守し、県と十分協議を行いながら業務を進めること。仕様書に記載のない事項は、その都度協議すること。

また、業務の進捗状況は、県に随時報告すること。

## (2) 業務体制

本委託業務と同様又は同等の業務に従事した経験を有する者を中心に、業務責任者を定め、必要な数の適切な人材により業務を実施すること。

## (3) 著作権等の権利及び成果の帰属

本業務で制作した成果物の著作権及び使用权は、県と協議したうえで、受託者等に留保されるもの(受託者等が従来から権利を有する固有知識、技術等に関する権利等)を除き、県に帰属させること。

また、受託者は、本業務で県に帰属することとなる著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとし、さらに、受託者の従業員がこれらの権利を有する場合には、その者が著作者人格権を行使しないために必要な措置を講じるものとする。

## (4) 秘密保持

本業務で知り得た業務上の秘密は保持すること。本業務に関し、県から受領した資料等は、県の承諾なしに公表及び使用しないこと。

## (5) 個人情報の保護

本業務で個人情報を集める場合は、個人情報の取扱いに十分注意すること。本業務で扱う個人情報は保護し、流出及び紛失しないようにすること。

## (6) 再委託の可否

業務の性質上、やむを得ない事情または効率的と認められる場合には、実施する事業者を企画提案書における業務実施体制に記載すること。

## (7) 経費等の帳簿の保管

本事業に要した経費等の帳簿等を備え、事業終了後、次年度から起算して5年間保管すること。